日南市こども計画

【概要版】

令和７年３月

日　　南　　市

Ⅰ　計画の概要

１．計画策定の背景

全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和５年４月に示された「こども基本法」及び「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものとして示されています。

このたび策定する「日南市こども計画」は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために策定するものです。また、国から示されているように「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」の内容も踏まえつつ、策定するものとします。

２．計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第２項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次のこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しているほか、「日南市重点戦略プラン」を上位計画とし、各種関連計画と整合、連携を図りつつ、国の示す新たな視点なども取り入れて策定します。

■本計画に包含される計画

日南市こども計画

【こども大綱に示された６つの視点】

1．こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2．こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3．こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4．良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5．若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6．施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

＋

子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画・新放課後子どもプラン行動計画を含む）

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

３．計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期、子育て世代に至るまでの、おおむね 39 歳までのすべてのこどもや若者とその保護者を対象としています。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、ＮＰＯや市民活動団体、企業なども対象とします。

４．計画の期間

本計画の期間は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の流れを引き継ぎ、令和７年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする５か年計画とします。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

■計画の期間

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第２期計画							
		日南市こども計画					

５．計画の策定体制と策定の経緯

［アンケート調査の実施］

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する保護者のニーズや、こどもの生活状況、若者の意向などを調査するアンケートを令和６年７月～９月に５種実施しました。

［子ども・子育て会議の設置］

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「日南市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆さまから本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

［パブリックコメントの実施］

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

Ⅱ 計画の基本的な方向性

１．基本理念

これまで、本市では「第２期日南市子ども・子育て支援事業計画」にて「すべての子どもが健やかに育ち、子どもを安心して産み育てることのできるまち　にちなん」を基本理念として掲げ、子育て支援に取り組んでまいりました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本市においても、この流れを汲みながら、こどもも若者も親も皆が夢を育み、笑顔で過ごせるまちを目指していく必要があります。

そういった背景を踏まえ、本計画では計画の基本理念を以下のように設定し、こども施策に取り組んでいきます。

＜基本理念＞

すべてのこども・若者が自分らしく輝き、
誰もが幸せを得られるまち

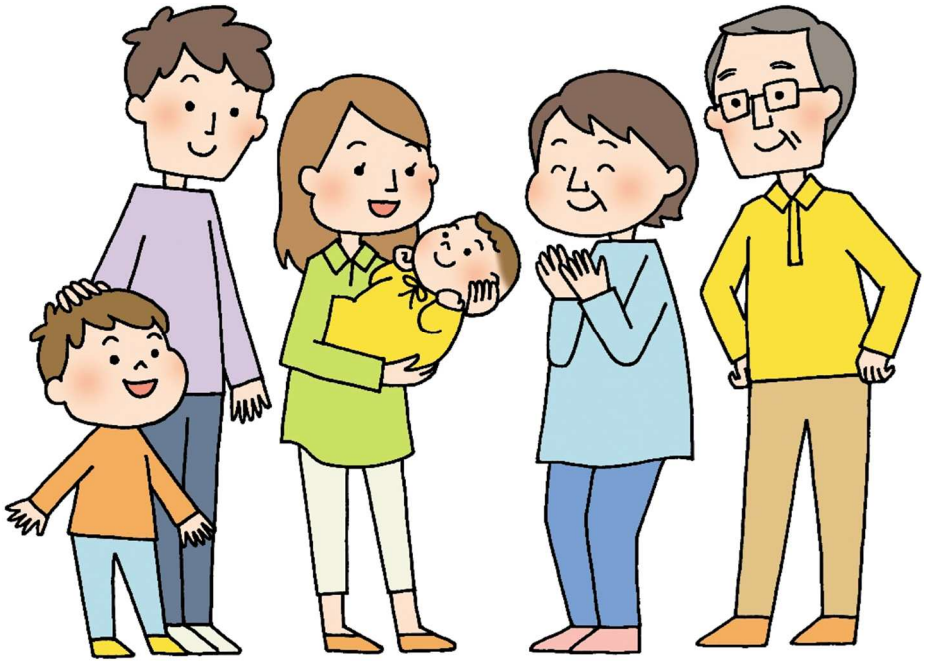

２．計画の基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

（１）こども・若者の権利を守る

「こどもまんなか社会」の実現を目指すうえで、最も大切にしなければならないことは「こどもの権利」を守ることです。多種多様な課題がこども・若者たちの周りにある中で、こども・若者たちが安心して、自分たちのやりたいことを叶えることができる、それこそが「こどもまんなか社会」のあるべき姿です。そういった社会をつくるために、こども・若者たちの権利を守る環境づくりに努めます。

（２）こども・若者の居場所をつくる

市民ニーズからも見受けられるように、こども・若者は様々な居場所を求めています。それは、自分たちが遊ぶことができる場所であったり、自分たちの夢をかなえるための場所であったり、あるいは自分の居場所を見失い探しているこどもたちもいます。そういった、様々なこども・若者にとって必要な居場所をつくり、こども・若者たちが暮らしやすいまちを目指します。

（３）こども・若者の生活を支援する

こどもの貧困やヤングケアラーなど、複雑な課題を抱えた子育て世帯が全国的にも増加しており、これまでの画一的な支援だけでは対処しきれない状況の世帯が見受けられるようになっています。そうした中で、これまでの体制をさらに強化し、他の保健・福祉・教育分野などの機関とも連携をしながら、課題を受け止め支援へつなげることが重要です。これらの体制づくりを市と関係機関で進め、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。

（４）ライフステージに応じた切れ目ない支援をする（乳幼児期～若者世代・妊娠出産期までの支援）

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、これまでも乳幼児期から小学生への切れ目ない保健・福祉の取り組みを進める体制づくりに努めてきました。今後は、それを次代の親になるまで伴走できるような支援体制として構築し進めることを目指します。

また、教育分野においても保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されており、保健・福祉・教育の取り組みはライフステージに応じて適切な支援を行い、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

Ⅲ 施策の展開

1．ライフステージ共通施策

（１）こども・若者の権利を守る

「こどもの権利」と人権を守るための啓発や、児童虐待、自殺対策、防犯、交通安全等といった様々な観点からこどもの命を守る取り組み、さらに気軽にこどもたちが意見を表明できる機会の醸成といった、こどもや若者の権利を保障するための取り組みを展開します。

基本施策

①こどもの権利の普及啓発
②こどもの意見把握の推進
③こどもの人権の保全
④自殺対策や犯罪からこどもを守る取り組み
⑤障がい児・医ケア児への支援
⑥こどもの貧困解消の推進
⑦自殺対策や犯罪、いじめ等からこどもを守る取り組み

主な事業

・こどもの意見表明機会の醸成
・人権教育の充実
・虐待防止ネットワーク
・障がい児保育の充実
・こどもへの学習支援
・こどもの心の相談

（２）こども・若者の居場所をつくる

こどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりや、様々な体験活動を通じて学びを得られるよう取り組みを進めます。また、こども・若者のみならず子育て当事者も含めた地域での交流を促進し、地域で子育てを支える環境づくりにも取り組みます。

基本施策

①こどもや若者の居場所づくり
②生涯を通じた学びへの取り組み
③体験活動の推進
④こどもを見守る地域のコミュニティ形成

主な事業

・こどもの遊び場の充実
・こどもの居場所づくり
・社会教育の推進
・木で遊ぶイベント等への取組
・子育て応援フェスティバルの開催
・ヤングケアラーの支援

（３）こども・若者の生活を支援する

様々な背景や要因で課題を抱えるこども・若者や子育て当事者に対して、相談から支援まで適切につなぐ体制をつくります。

基本施策

①総合的な相談体制の構築
②経済的支援の充実
③子育て支援サービスや施設などの整備

主な事業

・こども家庭センター
・地域子育て支援センター
・各種手当の支給
・小中学校給食費の公費負担
・子育て情報の提供

2．ライフステージごとの施策

（１）乳幼児期への支援

乳幼児の健康保持のための健診や保健事業の充実を図るとともに、保護者が育児と仕事を両立できるような保育環境形成のために各施設の充実や育児支援の取り組みを進めます。

基本施策

①乳幼児の健康保持
②育児への支援
③幼児教育・保育環境の充実

主な事業

・各種健診等の実施　　・予防接種の実施
・子育て支援センター「ことこと」
・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
・保育士等の確保と人材育成

（２）児童・生徒への支援

小・中学校の教育を充実することでこどもたちの学力向上を図るとともに、不登校やいじめといった学童期のこどもたちが抱えやすい課題の解消や、学童期における健康保持に取り組みます。

基本施策

①学校教育の充実と環境整備
②児童・生徒の心身の健康保持と健全育成

主な事業

・学力向上についての取組
・ＧＩＧＡスクールの推進
・児童生徒への食育推進
・いのちの教育推進事業

（３）若者世代への支援

若者世代の移住・定住に向けて、若者が就労しやすい環境づくりや高等教育への支援に取り組むとともに、結婚支援によってこどもを持てる人たちが増えるような環境づくりにも取り組みます。

基本施策

①高等教育の充実
②就労支援の充実
③若者の結婚への支援

主な事業

・奨学金
・雇用促進事業
・婚活支援事業

（４）妊娠出産期への支援

安心してこどもを産めるよう産前産後の支援の充実や、母親の健康維持のための取り組みを進めます。

基本施策

①出産前後の母親や子育て世帯への支援
②共働き・共育ての推進

主な事業

・母子健康手帳交付　　・産後ケア事業
・みらい応援祝金（ひなちゃん祝金）支給事業
・仕事と子育ての両立の推進

日南市こども計画【概要版】

発行：宮崎県日南市
企画・編集：こども課　こども政策係

〒887-8585
宮崎県日南市中央通１丁目 1-1
TEL：0987-31-1131
FAX：0987-31-0373